

入札参加者の皆様へ

名古屋市住宅供給公社

入札の公正性確保のための注意喚起

入札参加者があらかじめ受注する事業者や受注金額等を決定することによって入札による競争を制限する入札談合は、入札制度の実質を失わせるものであり、競争制限行為を禁止する「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）」（以下「独占禁止法」という。）の規定に違反する行為です。

入札参加にあたっては、名古屋市住宅供給公社競争入札参加者手引の定めを遵守するとともに、次のことにご注意いただきますようお願いいたします。

- 自己と同一の入札に参加可能な他の事業者に、積算内訳書の作成を依頼することは、入札への参加表明や入札価格に関する情報交換につながり得る行為であり、独占禁止法等違反となる恐れがあります。
- 入札参加者は、他の事業者その他第三者に対して、自己が当該入札に参加することをみだりに表明してはなりません。
- 入札参加者は、正当な理由なく他の事業者に当該入札への参加の有無の問い合わせをしてはなりません。

その他、どのような行為が独占禁止法上問題となるかについては、「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（平成 6 年 7 月 5 日公正取引委員会）を参考にしてください。

<公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針>

<http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/kokyonyusatsu.html>

<お問い合わせ先> 名古屋市住宅供給公社総務課 (052) 523-3942